

業庫第72号(例)

2022年10月25日

委託国庫送金事務取扱店  
(日本銀行代理店の依頼先) 御中

日本銀行業務局

「委託国庫送金事務取扱手続」等の一部改正に関する件

2022年11月2日限りで全国の手形交換所における交換決済業務が終了するとともに、2022年11月4日をもって一般社団法人全国銀行協会が電子交換所における交換決済業務を開始することに伴い、下記に掲げる諸規程の一部を別紙1および別紙2のとおり改正し、2022年11月4日から実施することとしましたので、通知します。

記

1. 「委託国庫送金事務取扱手続」  
(昭和56年12月28日付国丙第91号別冊) ……別紙1
2. 「国家公務員給与振込事務取扱要領(委託国庫送金依頼先金融機関用)」  
(昭和57年11月11日付国丙第67号) ……別紙2

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

岩尾 (03-3277-2043)、深津 (03-3277-1394)

「委託国庫送金事務取扱手続」中一部改正

- 仕向店の事務 仕向2 3. (1) 中「あらかじめ」を削る。
- 仕向店の事務 仕向2 3. (1) の注意事項 (右ページ) ④を横線のとおり改める。

④ (参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替または文書為替のほか、~~一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク所定の「国庫金振込(手形交換決済)の事務取扱要綱」~~により振込案内をすることになる。

以下略 (不変)

- 被仕向店の事務 2. 中「(手形交換所経由分を含む)」を削る。
- 被仕向店の事務 2. (1) を次のとおり改める (全面改正)。

**(1) 国庫金送金通知書<sup>①</sup>の確認**

- 払渡店名が自店となっていること。
- 発行者の資格、官職、氏名<sup>(注)</sup>が記載されていること。  
(注) センター支出官<sup>②</sup>が発行した国庫金送金通知書 (参考書式第12号(1)) および指定歳入歳出外現金出納官吏<sup>②</sup>または特別調達資金会計官等<sup>②</sup>が発行した国庫金送金通知書 (同第12号(2)) には、氏名は記載されない。
- 発行日から1年<sup>③</sup>を過ぎていないこと。

- 記載事項が整っていること。
  - ・ 金額に訂正、改ざんがないか
  - ・ 受取人の住所、氏名、番号の記載もれがないか
  
- 裏面の領収証、委任状の記載が整っていること<sup>①</sup>。

区分	書類等の名称	確認方法
受領者が本人の場合	領収証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>受領者の住所、氏名<sup>(注)</sup>が記載されているか</u></li> <li>・ <u>受領者の住所、氏名が、表面に記載されている受取人の住所、氏名と一致<sup>②</sup>しているか</u></li> <li>・ 受領日が記載されているか</li> </ul>
受領者が代理人の場合	領収証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>受領者の住所、氏名が記載されているか</u></li> <li>・ <u>受領者の氏名が、委任状に記載されている受任者(代理人)の氏名と一致しているか</u></li> <li>・ 受領日が記載されているか</li> </ul>
	委任状 <sup>③</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>委任者の住所、氏名<sup>(注1) (注2)</sup>が記載されているか</u></li> <li>・ <u>委任者の住所、氏名が、表面に記載されている受取人の住所、氏名と一致<sup>②</sup>しているか</u></li> <li>・ 委任日が記載されているか</li> </ul>

(注1) 地方公共団体、地方公営企業、会社等が受領者または委任者となっている場合は、それぞれの受領権利者の資格、氏名が記載<sup>④</sup>されていること。

- ・ 地方公共団体、地方公営企業等の受領権利者は、別表1. ( ページ) 参照。
- ・ 会社等の受領権利者は、別表2. ( ページ) 参照。

(注2) 署名(自署)であること。ただし、記名押印がある場合には、受け付けて問題ない。

- 被仕向店の事務 2. (1) の注意事項 (委 1 7 9 ページ) 中、③を削り、  
④および⑤を横線のとおり改める。

~~④③~~ 1. ~~手形交換所持出銀行あての委任状は不要。~~

~~2. 受領者が復代理人の場合 (国庫金送金通知書が代理人あてとなっているものを、さらにその代理人が受領する場合を含む) は、その選任について本人の承諾書が必要。~~

~~⑤④~~ 略 (不変)

「国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫  
送金依頼先金融機関用）」中一部改正

○ 3. (2) ロ. の注意事項（右ページ）③2. 中「文書交換等」を「郵送等」  
に改める。

○ 3. (3) ロ. の注意事項（右ページ）②を横線のとおり改める。

②（参考） 事務取扱要領所定の文書交換郵送等またはテレ為替により、給与  
振込通知<sup>（注）</sup> をすることになる。

（注）・ 文書交換郵送等の場合…振込指定日の2営業日前までに到着する  
よう給与振込票等を持出す送付する。

以下略（不変）